

平成 22 年 5 月 26 日

財団法人 財務会計機構
企業会計基準委員会 御中新世紀企業年金フォーラム
事務局「退職給付に関する会計基準案」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針案」の
公開草案に係る意見について

平成 22 年 3 月 18 日に公表され、コメントの募集が行われた企業会計基準委員会「公開草案」について、下記の通り意見書を提出いたします。

記

【総論】

1. IFRSのお膝元である欧州では時価会計を巡ってIASBとEUとの間で激しい応酬が続き、欧州委員会がIASBの時価基準を拒否する事態に発展している。IFRSへのアメリカの介入が強まるにつれ、EUと米国の中に不信感が広がっているとされている。一方、フランスのサルコジ大統領は、本年1月のダボス会議で、時価会計を強く批判し、G20の議長国として、国際会計基準の見直しは、IASBやFASB任せにせずG20で行うことを宣言している。EUの中で意見が割れているというのが実情である。平成22年2月24日、米国基準設定権を持つSECが、IFRSの導入に後戻りとも取られる声明を発表し、今後の方針を示す「ロードマップ」の公表を見送り、一部の米国企業がIFRSを早期適用することも認める方針も撤回した。SEC声明の文面は、IFRSを導入する姿勢を崩してはいないが、この段階で後1年後に迫った「IFRS採用の可否を最終判断するロードマップ」を公表しないのは、「反対意見が多く、暫くの間は静観」あるいは「IFRS強制適用は回避」の口実を模索しているように見えなくもない。果たして日本の「勇み足」はないと誰が言い切れるであろうか。拙速に進めることには反対する。
2. 企業の損益には 事業活動による損益と 投資活動による損益が含まれており、この二つを合計して企業の損益といえる。財務諸表（企業活動の結果表示）の国際的統一を図るためには、貸借対照表重視にならざるを得ないのかもしれないが、それが貸借対照表の比較によって包括利益を決定するとすれば、企業活動の過程（当期純利益）をうまく説明することができない。事業活動を重視してこそ経営の向上が図られるのであり、投資結果のみを重視すれば、投資活動の比較、投資家や投機家による金融商

品の利益の結果判断ということになりかねない。公正価値を重視し過ぎた結果、時価会計の問題（相場上昇時は、資産が過大評価され、相場下落時は、資産が過小評価される心理的な計測基準）を世界中に波及させるだけではないだろうか。上記 1 と同様拙速に進めることには反対する。

3. 公開草案では、貸借対照表において即時認識とする案が示された。また、貸借対照表と損益計算書の差額である未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用（費用処理されていない部分）については、税効果を調整のうえで貸借対照表の純資産の部（その他包括利益累計額）に表示することにしている。このように貸借対照表は即時認識、損益計算書は遅延認識で、その差は資本の部で調整するといった財務諸表内での異なる取扱いはいかにも分かりにくい。また、今般公表された I A S B の公開草案(フェーズ 1)では、以下の通り現行 I A S 19 号とは異なる取扱いとなっている。

給付債務・・・制度資産の変動を発生した期に即時認識(全額を包括利益で認識)

退職給付費用は要素ごとに分解表示

- ・勤務費用・・・当期損益に反映
- ・純利息費用・・・当期損益に反映(財務費用)
- ・再測定(債務・資産の時価変動)・・・その他包括利益に反映(リサイクルしない)

4. この「貸借対照表における即時認識」の適用時期を平成 24 年 3 月期決算の年度末からとしているが、I A S 19 号改正公開草案(フェーズ 1)は、2011 年上期には決着し内容が確定する見込みである。I A S B の公開草案の決着次第で本公開草案(ステップ 1)はすぐ見直さなければならなくなるので、I A S B の公開草案に合わせ来年度のステップ 2 を終えてから適用を開始すべきである。
5. 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の適用時期について、本公開草案では、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用となっているが、わが国における I F R S を強制適用するかどうかの判断が平成 24 年(2012 年)に行われること、I A S 19 号改正(フェーズ 1)の決着見込みが 2011 年上期であることから、その内容をよく吟味した上でスケジュール化すべきである。

【各論】

1. 会計基準(案) 19 (退職給付見込額の期間帰属)について

日本では退職金制度から企業年金制度への移行形態が、定年あるいは長期勤続部分のみ移行といったように制度単位で見ると給付カーブが複雑なケースが多い。また、ポイント制、自己都合減額率、年度の人事考課反映がある制度といったように給与と支給率の要素が混在している給付形態もある。我国の退職給付制度が多様であることを考えると

いきなり給付算定式に移行するには無理がある。実際の各企業における選択は、I F R S の強制適用（アドプション）があるのかどうか、あるとすれば何年度からなのかが重要である。また、公開草案では、本件の適用を平成 24 年 4 月 1 日以降開始する事業年度の期首からとしているが、アドプション議論の進捗度合いを勘案し適用期日を定めるべきである。

2. 会計基準(案) 2 0 割引率について

公開草案では、給付見込時期ごとに設定された複数の割引率を用いることとされ、実務上は、給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用することもできるとなっている。公開草案は I A S 19 の基準に沿う形に改定する案になっている。明らかに公開草案の方が現在の日本基準より合理性が高いが計算は大変複雑である。また、期末のイールドカーブの情報は、期末を過ぎないと得られない。そうすると複雑な退職給付債務の計算が決算発表に間に合わない懸念が生じる。

3. 会計基準(案) 3 5 適用時期等について

公開草案では、「平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の期首から適用する。」とあるが、この適用時期は再考の余地あり。

理由は、【総論】に記した通り。

4. 会計基準(案) 5 2、5 3 貸借対照表、損益計算書及び包括利益計算書での取扱いについて

公開草案は、F A S 158 と同じ取扱い方法となっており、現行の I A S 19 と改定予定の I A S 19 (案) と異なっている。4 月に発表された I A S 公開草案を考慮して、F A S 158 基準を採用せず、純利益には数理計算上の差異費用は含まず、リサイクルしない取扱いとしてはどうか。

5. 用語の定義（名称等の変更）

名称変更を下記の通り提案する。

改正前会計基準等	本公開草案	意見
退職給付引当金	退職給付に関する負債（本会計基準案第 72 項）	退職給付負債 勘定科目として「に関する」という表現は避けた方がよい
前払年金費用	退職給付に関する資産（本会計基準案第 72 項）	退職給付資産 勘定科目として「に関する」という表現は避けた方がよい
期待運用収益率	長期期待運用収益率（本適用指針案第 99 項）	期待運用収益率 1 年以上であれば長期といふのであれば、長期の意味する期間が曖昧になる。むしろ長期の定義について明確にすべきである。

以上